

指導資料第43集

高等学校教育課程編成の手引き

(学習指導要領関係質疑応答集)

総 則 編

平成 23 年 2 月

福島県教育委員会

ま え が き

平成21年3月9日に告示された高等学校学習指導要領は、現行学習指導要領の理念を継承するとともに、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することをはじめとする3つの基本方針をもとに改訂されました。

今回の改訂に当たって示された3つの基本方針、つまり、「生きる力」を育成すること、知識・技能の修得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することは、今後の高等学校教育の基本的な方向性を示すものとして重要な意義を有するものであり、各学校において教育課程を編成する上で、これらの趣旨を生かしていくことが大切になります。

本県においても、これらの方針を踏まえながら、いかに社会が変化しようとも、生徒一人一人が自ら学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決していくことができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に修得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な確かな学力を身に付けさせるよう努めていくことが求められます。

また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むとともに、人間としての在り方生き方についての意識を高め、社会の一員として必要な資質を養うことも今後一層重視していく必要があります。

このようなことから、県教育委員会といたしましては、高等学校学習指導要領の趣旨と改訂の基本方針を生かすとともに、次の点に配慮しながら教育課程の編成・実施に当たることが必要であると考えます。

- (1) 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着をより一層図ること。
- (2) 中学校までの学習を踏まえた教育課程の編成を行うこと。
- (3) 豊かな人間性と社会の一員としての自覚の涵養を図ること。
- (4) 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進すること。

各学校においては、学校及び生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育の展開と適切な教育課程編成のための手引として本冊子を活用され、生徒一人一人の個性を生かした教育の推進に役立てていただくことを期待します。

平成23年2月

福島県教育委員会教育長 遠藤 俊博

目 次

まえがき

第1章	学習指導要領改訂の経緯	1
1	前回までの学習指導要領改訂の経緯	1
2	今回の学習指導要領改訂の経緯	4
第2章	学習指導要領改訂の基本方針	5
第3章	総則の改訂の要点	6
第4章	総則に関する質疑応答	9
第1款	教育課程編成の一般方針	9
第2款	各教科・科目及び単位数等	12
第3款	各教科・科目の履修等	18
第4款	各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等	22
第5款	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	28
第6款	単位の修得及び卒業の認定	45
	定時制・通信制関係	52
第5章	移行措置	57

第1章 学習指導要領改訂の経緯

1 前回までの学習指導要領改訂の経緯

昭和22年12月、文部省は「新制高等学校実施準備に関する件」を各都道府県知事宛に通達した。この中で、昭和23年に新しい理念のもとに発足する新制高等学校について解説がなされている。

昭和26年の「学習指導要領一般編（試案）」は、新学制の発足に迫られ応急的に作成された昭和22年の学習指導要領をより完全な形にするために改訂された。その冒頭に、「各学校は、その地域の実情や、児童生徒の興味や能力や必要に応じて、それぞれの学校に最も適した学習指導の計画をもつべきである。学習指導要領は、学校における指導計画を適切ならしめるために、これにより示唆を与えようとする考えから編集されたものである。」と述べ、学習指導要領の役割を明確にしている。

昭和30年12月、「学習指導要領一般編」の高等学校に関する部分が改訂され、昭和31年度から実施された。大幅な選択科目制を改め、必修科目及びその単位数が増加され、試案という言葉が削られて、基準性の強いものだけが学習指導要領に収められることになった。

昭和35年の改訂では、社会の進展や要請に即応して基礎学力の向上や科学技術教育の充実を図り、教養の偏りを少なくするなどのために、必修科目及びその単位数は、例えば、全日制普通科男子で最大に履修した場合17科目74単位となり、卒業に要する85単位と比べてほとんど選択の余地のないほど増加された。

昭和45年の改訂は、著しい高等学校への進学率の上昇に伴う生徒の能力・適性、進路等の多様化、科学技術の革新と社会経済等の急激な進展に対応するものであった。そのため、昭和30年代の改訂で増やされた必修科目及びその単位数は、全日制普通科男子で11～12科目47単位に削減された。また、各教科以外の教育活動の改善に伴いクラブ活動が必修となった。

高等学校への進学率が90%を超えた昭和48年、教育課程審議会に諮問がなされ、①高等学校の普及に伴う教育内容のあり方、②小学校・中学校及び高等学校を通じた調和と統一のある教育内容のあり方、③児童生徒の学習負担の適正化を図り、基本的事項の指導を徹底するための教育内容のあり方の3つが検討の観点として掲げられた。昭和53年の改訂では、このことを踏まえ、卒業に要する単位数を80単位に、必修科目及び単位数も7科目（女子8科目）32単位まで縮小された。

昭和62年12月の教育課程審議会答申においては、学校を取り巻く社会状況の変化や学校教育の現状と課題に適切に対応するとともに、社会の変化とそれに伴う生徒の生活や意識にいかに対応していくかという観点を重視し、①豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を図ること、②自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること、③国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること、④国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することの4つの教育課程の基準の改善のねらいに基づき、各教科・科目の編成、授業時数、各教科・科目の内容の改善方針が示され、平成元年3月15日に学校教育法施行規則の一部が改正されるとともに、学習指導要領の全面的な改訂が行われた。この改訂により、必修科目及び単位数は11～12科目38単位となった。

平成10年7月の教育課程審議会答申においては、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の状況、社会の変化などを踏まえつつ、完全学校週5日制の下、[ゆとり]の中で「特色ある教育」を行い、幼児児童生徒に[生きる力]を育成することを基本的なねらいとして、①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、②自ら学び、自ら考える力を育成すること、③ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること、④各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることの4つの教育課程の基準の改善のねらいが掲げられ、これに基づき、高等学校学習指導要領の全面的な改訂が行われ、平成11年3月29日に公示された。完全学校週5日制の下での授業時数を考慮し、卒業に要する修得単位数が74単位に改められた。また、外国語及び新設された普通教育に関する教科「情報」が必修となったことから、必修科目は13～14科目31単位となった。さらに、総合的な学習の時間が導入され、生徒の主体的な学習活動を活発にする取組みを行うこととされた。なお、この学習指導要領は平成15年に一部改正が行われ、生徒の実態を踏まえ、必要がある場合には、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができることが明確にされた。

なお、各年度の改訂の概要については、次表のとおりである。

学習指導要領改訂の概要一覧表

改訂・実施年度	領 域	必履修教科・科目		改 訂 の 要 点
		科目数	単位数	
昭和22年 (改訂) 昭和23年度 (実施)	教 科 特別課程活動	普通科 6 職業学科 3	28 23 この他に専 門科目50～ 60	1 単位制を採用し、卒業までに修得させる単位数を85単位以上とする。 2 生徒の能力や適性に応じ、個性を伸長するため、選択科目制とする。 3 社会科が教科として新設され、一般社会、東洋史、西洋史、人文地理及び時事問題の5科目が置かれる。
昭和26年 (改訂・実施)	教 科 特別教育活動	普通科 6 職業学科 6	38～40 38～40 この他に専 門科目30以 上(商業科 は外国語10 単位を含め てもよい。)	1 教科課程の名称を教育課程と改める。 2 教科以外の教育活動の位置付けが明確になる。 3 新教科「保健体育」、新科目「国語甲」、「国語乙」、「世界史」、「一般数学」等を設ける。 4 ホームルームとクラスルームを分けるとともに、選択科目制を大幅に採用する。 5 年間35週として、週当たり教科の学習を30単位時間とし、特別教育活動を3単位、合計少なくとも、33単位時間になるように定める。
昭和30年 (改訂) 昭和31年度 (学年進行により実施)	教 科 特別教育活動	普通科 10～12 職業学科 9	45～61 39～55 この他に専 門科目30以 上	1 教育課程に類型制を設ける。 2 教科・科目の構成を改め、新教科「芸術」、新科目「美術」、「工芸」等を設ける。 3 必履修の科目数、単位数を増やす。 4 各教科・科目の単位数は、学科やコースの性格に応じ、一種類とせず、幅を持たせる。
昭和35年 (改訂・告示) 昭和38年度 (学年進行により実施)	教 科 特別活動 学校行事等	普通科 男子17 女子18 職業学科14	68～74 最低56 70～76 最低54 47～58 最低44 この他に専 門科目35以 上	1 類型制を強化し、科目の学年指定を行い、教育の計画化を図る。 2 普通科における必履修科目を多くする。 3 職業学科において、専門科目の内容を精選充実し、必履修単位数を増加する。 4 必履修科目を絶対必履修と学科別必履修の二本立てとする。 5 科目に甲、乙、A、Bの区別を設けて精選、集約された内容を取扱うA類型と内容をより発展拡充させたB類型を設ける。 6 道徳教育の充実強化を図る。
昭和45年 (改訂・告示) 昭和48年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 各教科以外の 教育活動	普通科 男子11～12 女子12～13 職業学科 男子11～12 女子12～13	47 47 42 46 この他に専 門科目35以 上	1 必修得を必履修とし、必履修の科目数、単位数を削減する。また、いくつかの類型を例示する。 2 教育課程の領域を2つにまとめる。 3 外国語を必履修から除外し、芸術の1科目を必履修とする。 4 教科・科目の学年指定を緩和する。 5 普通科における体育、芸術の充実を図る。 6 専門科目の履修により、必履修科目の履修の代替措置を認める特例を設ける。

改訂・実施年度	領 域	必履修教科・科目		改 訂 の 要 点
		科目数	単位数	
昭和53年 (改訂・告示) 昭和57年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 特別活動	普通科 男子 7 女子 8 職業学科 男子 7 女子 8 この他に専 門科目30以 上	32 32 27 32	1 卒業に必要な修得単位数を80単位以上とする。 2 年間授業週数等の示し方を弾力化する。 3 低学年で共通に履修させる基礎的・基本的な教科・科目を設ける。 4 学習の遅れがちな生徒に対して必履修科目を弾力的に扱ったり、習熟度に応じた授業の工夫をしたりするなどの配慮をする。 5 勤労に関わる体験的な学習等の充実を図る。
平成元年 (改訂・告示) 平成6年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 特別活動	普通科 11～12 職業学科 11～12 この他に専 門科目30以 上	38 35	1 社会が地理歴史、公民に再編成される。 2 家庭が男女とも必履修となる。 3 「その他の科目」及び「その他特に必要な教科及び当該教科に関する科目」を設置者の判断により設けることができる。 4 多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することができるよう配慮する。 5 各教科・科目の内容を学期の区分に応じて1単位ごとに分割して指導することができる。 6 履修と修得の区別が一層明確にされる。
平成11年 (改訂・告示) 平成15年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 特別活動 総合的な学習の時間	普通科 総合学科 13～14 専門学科 13～14 この他に専 門科目25以 上	31 31	1 卒業に必要な修得単位数を74単位以上とする。 2 必履修科目は複数科目からの選択必履修を基本とする。 3 各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な学習などを実施するため、「総合的な学習の時間」を創設する。 4 各学校が創意工夫を生かして時間割を編成できるようにする。 5 外国語を必履修とする。 6 普通教育に関する教科「情報」を新設し、必履修とする。 7 学校設定教科・科目を設けることができる。
平成15年 (一部改訂・告示・実施)	同上	同上	同上	生徒の実態を踏まえ、必要がある場合には、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。
平成21年 (改訂・告示) 平成25年度 (学年進行により実施) (※総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動は平成22年度より先行実施、数学・理科・理数は平成24年度より学年進行により先行実施)	各教科・科目 総合的な学習の時間 特別活動	普通科 総合学科 13～15 専門学科 13～15 この他に専 門科目25以 上	31 31	1 国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定する。 2 全日制課程の週当たりの授業時数を標準である30単位時間を超えて授業を行うことができる。 3 理数教育の充実を図るため、内容を充実させるとともに、数学、理科、理数を平成24年度入学生より先行実施する。 4 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進する。 5 各教科等において、言語活動の充実のための指導を行う。 6 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成する。

2 今回の学習指導要領改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

また、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題があることや、家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題があること等が明らかになってきている。

このため、平成17年2月、文部科学大臣から中央教育審議会に対して、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう諮問がなされ、審議が開始された。この間、教育基本法、学校教育法の改正が行われ、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定された。中央教育審議会においては、このような法改正を踏まえた審議が行われ、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示されたのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等が公示された。

高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとされた。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施されるとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の新しい内容が前倒しして実施されることに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとされた。

第2章 学習指導要領改訂の基本方針

今回の改訂は、改正された教育基本法、学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会の答申を踏まえ、次の方針に基づき行われた。

1 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」であると提言した。今回の改訂では、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成が重視されている。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実が図られた。

2 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について、各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより、思考力・判断力・表現力等を育成することとされた。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成が重視されている。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することが重視されている。

以上のような観点から、各教科等の内容の充実が図られた。

3 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の教育力が低下していることを踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実が重視されている。

このため、道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することが規定されるとともに、公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実が図られている。また、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成することと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善が行われた。

第3章 総則の改訂の要点

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善が行われた。また、これまで総則に規定されていた「第4款 総合的な学習の時間」は第4章として規定された。

1 教育課程編成の一般方針

(1) 教育課程編成の原則（第1章第1款の1）

今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとされた。また、その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととされた。

(2) 道徳教育（第1章第1款の2）

高等学校における道徳教育について、人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承するとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の全体の目標が総則において示された。また、改正教育基本法を踏まえ、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することが追加された。

(3) 体育・健康に関する指導（第1章第1款の3）

体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとされた。

2 各教科・科目及び単位数等

(1) 卒業までに履修させる単位数（第1章第2款の1）

卒業までに履修させる単位数は、これまでと同様、74単位以上とされている。

(2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数（第1章第2款の2）

これまで、「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものが、「各学科に共通する各教科・科目」とされた。このうち、国語、数学、理科、外国語、家庭、情報の各教科において、科目構成が見直された。

なお、今回の改訂では、総合的な学習の時間は各学科に共通して教育課程に位置付ける必要があることを踏まえ、各学科に共通する各教科・科目（共通教科・科目）と同じ表の中に総合的な学習の時間の標準単位数が示された。

(3) 主として専門学科において開設される各教科・科目（第1章第2款の3）

これまで、「専門教育に関する各教科・科目」とされていたものが、「主として専門学科において開設される各教科・科目」とされた。また、13教科すべてにおいて科目構成が見直された。

3 各教科・科目の履修等（第1章第3款）

(1) 必履修教科・科目（第1章第3款の1）

国語、数学及び外国語の各教科については、すべての生徒が履修する共通必履修科目「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」が設けられた。ただし、生徒や学校の多様な実態に対応できるようにするため、これらの科目の単位数については、2単位まで単位を減じることが可能とされた。その結果、必履修教科・科目の最低合計単位数は、これまでと同様、31単位となっている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とされた。

(2) 専門学科における各教科・科目の履修（第1章第3款の2）

専門学科における専門教科・科目の履修単位数は、これまでと同様、25単位以上とされている。

なお、総合的な学習の時間の履修と、職業に関する科目の「課題研究」の履修との代替に関する規定は、これまでは第4款の7に規定されていたが、今回の改訂では第3款において2の(3)として規定されている。

4 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等（第1章第4款）

各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編成することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図るため、次のような見直しが行われた。

(1) 年間授業週数（第1章第4款の1）

年間授業週数については、35週行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができるとの規定はこれまでと同様であるが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含まれることが明確に示された。

(2) 週当たり授業時数（第1章第4款の2）

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、これまでと同様、30単位時間とされているが、必要がある場合にはこれを増加することができることが明確に示された。

(3) 授業の1単位時間（第1章第4款の7）

各教科・科目等の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である高等学校については、特に「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる」との規定が置かれた。なお、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすることはこれまでと同様である。

(4) 総合的な学習の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替（第1章第4款の8）

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨が規定された。

5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項（第1章第5款）

(1) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の3）

① 義務教育段階での学習内容の確実な定着

今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて、必要がある場合には義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことが配慮事項として新たに示され、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることが重視されている。

② 道徳教育の全体計画の作成

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することが新たに規定された。

(2) 職業教育に関して配慮すべき事項（第1章第5款の4）

これまで就業体験の機会の確保については規定されていたが、今回の改訂では、「キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする」ことが示され、キャリア教育や就業体験の一層の推進を促している。

(3) 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の5）

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるよう、教育課程の実施等に当たっての配慮事項の規定の充実が図られた。

① 生徒の言語活動の充実（第1章第5款の5の(1)）

今回の改訂では、言語活動の充実が重視されている。このため、配慮事項として、各教科・科目等

の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることが示された。

② 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第1章第5款の5の(5)）

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが示された。

③ 学習の遅れがちな生徒の指導（第1章第5款の5の(7)）

学習の遅れがちな生徒については、各教科・科目等の選択などについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ指導内容や指導方法を工夫することはこれまで示されていたが、今回の改訂では、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるという工夫の例が明示された。

④ 障がいのある生徒の指導（第1章第5款の5の(8)、(14)）

障がいのある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることが示された。また、障がいのある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習の機会を設けることが規定された。

⑤ 情報教育の充実（第1章第5款の5の(10)）

高等学校における各教科・科目等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実することが示された。

⑥ 部活動の意義と留意点（第1章第5款の5の(13)）

教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどが示された。

6 単位の修得及び卒業の認定（第1章第6款の2）

これまでと同様に、卒業までに修得させる単位数は、履修させる単位数と同じく74単位以上とされている。また、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができないこともこれまでと同様である。

7 通信制の課程における教育課程の特例（第1章第7款）

(1) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の標準単位数を3～6単位とすることが、総則第2款の2の表に規定され、当該規定は通信制の課程にも適用されることから、総則第7款の2では、総合的な学習の時間の標準単位数に関する規定が削除された。

(2) 多様なメディアを利用して行う学習

多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合に、その成果が満足できるか否かについては、報告課題の作成等により確認すべきとの趣旨がより明確になるよう、「報告課題の作成等により」との文言が新たに追加された。

(3) 特別活動

総則第7款の5において、学習指導要領第5章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示されたことに伴い、通信制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるものとされた。

第4章 総則に関する質疑応答

第1款 教育課程編成の一般方針

1 教育課程を編成する場合の原則は何か。

●教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、総則第1款の1において「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし」と示されている。また、今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法において、「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行われなければならない。

なお、今回の改訂では、「これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確に示されている。

●教育課程編成の原則

(1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、福島県立学校の管理運営に関する規則等の法令に従って編成しなければならない。高等学校学習指導要領は、法令上の根拠（学校教育法施行規則第84条）に基づいて定められており、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、基準として従わなければならない。

(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

学校教育においては、生徒の自我の形成を図り、自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、調和のとれた豊かな人間性の育成や社会性の育成を目指すことが必要である。

(3) 地域や学校の実態を十分考慮すること

学校の置かれている地域には、生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色もっている。また、学校の規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。各学校においては、これらの実情を十分考慮して教育課程を編成する必要がある。なお、教育基本法第13条、学校教育法第62条の規定により高等学校に準用される第43条において、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が、相互の連携及び協力に努めることと規定されている。

(4) 課程や学科の特色を十分考慮すること

ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科（農業科、工業科、商業科、理数科等）及び総合学科のことであり、

各学校においては、それぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて、教育課程を編成する必要がある。

(5) 生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること

各学校においては、生徒の発達の過程を的確にとらえるとともに、個々の生徒について、能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目し、生徒の特性等に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成する必要がある。

2 教育課程の領域は、どのようになっているか。

高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則第83条により、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成するものと定められている。

(1) 各教科・科目

各学科に共通する各教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報である。また、主として専門学科において開設される各教科は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語である。このほかに、各学校において「学校設定科目」及び「学校設定教科」を設けることができる。

(2) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。」とされている。

なお、今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、学習指導要領においては、総則から取り出し新たに第4章として位置付けられた。

(3) 特別活動

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」とされている。

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成される。各学校においては、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図りながら、特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画を作成することとされている。

3 教育課程編成に当たって、配慮すべきことは何か。

これからの学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、改訂の基本方針を踏まえるとともに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮し、次の点に配慮して各学校の教育課程を編成することが望まれる。

(1) 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着

高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って、いかに社会が変化しようとも、生徒一人一人が自ら学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見い出し、自分の考えを持って課題を解決していくことができるよう、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力など、生徒にとって欠くことのできない確かな学力を身に付けさせるよう努めていくことが大切である。

このため、教育課程編成に当たっては、生徒の中学校における学習歴や学習の到達度を把握し、生徒一人一人の個性を生かした進路希望の実現に必要な確かな学力を身に付けさせるよう基礎的・基本的な内容について必要に応じて繰り返し学習させるなど、きめ細かな学習指導を行うことが求められる。

今回の改訂では、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことが配慮事項として新たに示され、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることが重視されている。

(2) 中学校までの学習内容を踏まえた教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、中学校の学習内容との関連性及び発展性などを考慮するとともに、生徒の学習の継続性の観点から、入学段階から高等学校卒業後までを見通した教育課程の編成に心がける必要がある。

また、指導計画の作成に当たっては、各教科・科目等の目標、ねらいや指導内容についての発展性、系統性に留意し、指導の時期、順序、方法等について検討を行い、系統的な指導が行われるように配慮する必要がある。

(3) 豊かな人間性と社会の一員としての自覚の涵養

学校教育には、生徒一人一人の豊かな人間性を育成し、社会の一員としての自覚を促し、人間としての調和のとれた育成を図ることが求められている。

したがって、教育課程の編成に当たっては、生徒一人一人のよい点や個性を伸ばし、自己実現を図るとともに、社会の一員としての自覚と行動ができる資質を培い、社会に貢献できる人間として生きていくために必要な社会生活上のルールや人間としての基本的なモラルなどの育成を重視し、生徒の社会性をはぐくんでいくことが大切になる。

また、あわせて、人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養うことも重要となる。

今回の改訂では、全教師が協力して道徳教育を展開するため、各学校が道徳教育の全体計画を作成することが規定されている。

(4) 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

各学校においては、一人一人のよさや可能性を伸ばすとともに、地域や学校、生徒の実態等に応じて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切である。

そのためには、生徒の実態を十分理解するとともに、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動において、教職員の共通理解をもとにその充実を図る必要がある。

また、家庭や地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進めるよう配慮することが大切である。

なお、各学校においては、編成・実施した教育課程について適切に評価し改善する必要がある。評価に当たっては、全教職員の共通理解を図り、協力して組織的に進めること、教育課程の評価を年間計画の中に位置付けるなどして計画的に進めること、多面的で継続的な評価により客観的な評価となるようにすることなどが必要になる。

各学校においては、教育方針や特色ある教育活動などについて、保護者はもとより地域の人々に十分説明するとともに、生徒の声、保護者や地域の人々の意見などを十分把握し、評価や改善に生かしていくことが求められる。

第2款 各教科・科目及び単位数等

4 卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な学習の時間の単位数、特別活動の授業時数を定めるに当たって、留意すべきことは何か。

教育課程を編成するに当たっては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な学習の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めなければならない。

その際、次の点に留意する必要がある。

- ① 生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は74単位以上であること。ただし、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。
- ② 卒業までに履修させる各教科・科目には、すべての生徒に履修させる必修教科・科目を含めること。
- ③ 総合的な学習の時間は、すべての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数は3～6単位を標準として履修させること。
- ④ 専門学科においては、すべての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数は25単位を下らないこと。
- ⑤ 総合学科においては、「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に2～4単位履修させること。
- ⑥ ホームルーム活動の授業時数については、すべての生徒に各年次に毎週履修させ、年間35単位時間以上とすること。
- ⑦ 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。(通信制の課程は除く。)

5 各教科・科目の標準単位数について、どのように考えればよいか。

●実態に応じた適切な単位数の配当

標準単位数の制度は、学習指導要領に掲げた単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、その実態に応じて適切な単位数を配当し、それぞれ特色をもたせた教育課程を編成することができる。例えば、標準単位数が4単位の科目について、学校で5単位数を配当し、その5単位の修得を認定し、これを卒業に必要な単位数として計算することができる。

各教科・科目の内容は、それぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められている。したがって、通常の場合、標準単位数によって授業を行えば、内容は全体に無理なく指導できるようになっている。しかし、学校の実態に応じて、各教科・科目の目標を十分達成するために単位数を増加して配当したり、場合によっては単位数を減じたりするなどして、特色ある教育課程を編成することができる。

●標準単位数より多く単位数を配当する場合

標準単位数よりも多く単位数を配当する場合に、標準単位数よりもどの程度多い単位数を配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この場合、学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を一部の生徒に履修させることもあり得る。

各教科・科目に増加単位を充当して行うのが適当と思われる例を示すと、次のような場合が考えられる。

- ① 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- ② 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ③ 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

なお、本県では、標準単位数より多く単位数を配当する場合、その単位数は標準単位数の2倍を上限とすることが望ましいとしている。

●標準単位数より少なく単位数を配当する場合

標準単位数より少ない単位数を配当することは、必履修教科・科目以外の各教科・科目について、生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合などに行うことが考えられる。その場合には、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。なお、必履修教科・科目については、原則として標準単位数を下らないこととされており、標準単位数より少ない単位数を配当することができるのは「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」とされていることに留意する必要がある。

なお、本県では、標準単位数が2単位である科目の単位数を1単位とすることは原則として認めていない。また、標準単位数より少なく単位数を配当する場合、その単位数は標準単位数の2分の1を超えることが望ましいとしている。

6 各学科に共通する各教科・科目について、どのような改善が図られたか。

●教科・科目の構成

学校教育法施行規則及び学習指導要領において、これまでは、「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものが、今回の改訂により、「各学科に共通する各教科・科目」とされた。これは、これまで普通教育に関する教科とされていたものについても当該教科に属する科目の中には専門的な内容を扱えるものがあり、教科によって普通教育と専門教育を明確に区分することが困難であることから見直されたものである。

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数を原則として改訂前より増加させないものとなっている。これを踏まえつつ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必修科目については、改訂前のように選択的に履修するのではなく、すべての高校生が共通に履修する共通必修科目が設けられ、高等学校の教育課程の共通性が高められた。具体的には、「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」が共通必修科目として設けられている。また、共通必修科目が設けられたことを含め、これらの教科の科目が見直されたほか、理科、家庭及び情報の各教科についても科目が見直された。

なお、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」のようにⅠ、Ⅱ又はⅢが付いている各教科・科目は、その目標や内容が段階的に構成されたものであり、「世界史A」、「世界史B」のように、A、Bが付いている各教科・科目は、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成されたものである。

●各学科に共通する各教科・科目

() 内は標準単位数

新		旧		新		旧			
教科	科目	教科	科目	教科	科目	教科	科目		
国語	国語総合(4)	国語	国語表現Ⅰ(2)	保健体育	保健体育(7~8)	保健体育	保健体育(7~8)		
	国語表現(3)		国語表現Ⅱ(2)		保健体育(2)		保健体育(2)		
	現代文A(2)		国語総合(4)		音楽		音楽Ⅰ(2)	音楽	音楽Ⅰ(2)
	現代文B(4)		現代文(4)				音楽Ⅱ(2)		音楽Ⅱ(2)
	古典A(2)		古典(4)				音楽Ⅲ(2)		音楽Ⅲ(2)
古典B(4)	古典講読(2)	美術Ⅰ(2)	美術Ⅰ(2)						
地理歴史	世界史A(2)	地理歴史	世界史A(2)	芸術	美術Ⅱ(2)	芸術	美術Ⅱ(2)		
	世界史B(4)		世界史B(4)		美術Ⅲ(2)		美術Ⅲ(2)		
	日本史A(2)		日本史A(2)		工芸Ⅰ(2)		工芸Ⅰ(2)		
	日本史B(4)		日本史B(4)		工芸Ⅱ(2)		工芸Ⅱ(2)		
	地理A(2)		地理A(2)		工芸Ⅲ(2)		工芸Ⅲ(2)		
	地理B(4)		地理B(4)		書道Ⅰ(2)		書道Ⅰ(2)		
公民	現代社会(2)	公民	現代社会(2)	外国語	書道Ⅱ(2)	外国語	書道Ⅱ(2)		
	倫理(2)		倫理(2)		書道Ⅲ(2)		書道Ⅲ(2)		
	政治・経済(2)		政治・経済(2)		コミュニケーション英語基礎(2)		ホラル・コミュニケーションⅠ(2)		
数学	数学Ⅰ(3)	数学	数学基礎(2)	外国語	コミュニケーション英語Ⅰ(3)	外国語	ホラル・コミュニケーションⅡ(4)		
	数学Ⅱ(4)		数学Ⅰ(3)		コミュニケーション英語Ⅱ(4)		英語Ⅰ(3)		
	数学Ⅲ(5)		数学Ⅱ(4)		コミュニケーション英語Ⅲ(4)		英語Ⅱ(4)		
	数学A(2)		数学Ⅲ(3)		英語表現Ⅰ(2)		リーディング(4)		
	数学B(2)		数学A(2)		英語表現Ⅱ(4)		ライティング(4)		
	数学活用(2)		数学B(2)		英語会話(2)				
			数学C(2)		家庭基礎(2)		家庭基礎(2)		
理科	科学と人間生活(2)	理科	理科基礎(2)	家庭	家庭総合(4)	家庭	家庭総合(4)		
	物理基礎(2)		理科総合A(2)		生活デザイン(4)		生活技術(4)		
	物理(4)		理科総合B(2)		情報		社会と情報(2)	情報A(2)	
	化学基礎(2)		物理Ⅰ(3)	情報の科学(2)		情報B(2)			
	化学(4)		物理Ⅱ(3)			情報C(2)			
	生物基礎(2)		化学Ⅰ(3)		10教科57科目		10教科59科目		
	生物(4)		化学Ⅱ(3)						
	地学基礎(2)		生物Ⅰ(3)						
	地学(4)		生物Ⅱ(3)						
	理科課題研究(1)		生物Ⅲ(3)						
	地学Ⅰ(3)								
	地学Ⅱ(3)								
	地学Ⅲ(3)								
	地学Ⅳ(3)								

7 主として専門学科において開設される各教科・科目について、どのような改善が図られたか。

●職業に関する各教科・科目の改善

学校教育法施行規則及び学習指導要領において、これまでは、「専門教育に関する各教科・科目」とされていたものが、今回の改訂により、「主として専門学科において開設される各教科・科目」（専門教科・科目）とされた。

専門教科・科目のうち、職業に関する各教科・科目については、中央教育審議会の答申を踏まえ、①将来のスペシャリストの育成、②地域産業を担う人材の育成、③人間性豊かな職業人の育成という3つの観点に基づき、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、食の安全、情報モラル・セキュリティ管理の重要性等、各種産業で求められる知識と技術、資質を身に付けさせる観点から、各教科の科目の構成や内容の改善が図られるとともに、科目が新設されている。

●専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目については、これまで、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定が設置者に委ねられており、今回の改訂でも同様の扱いとなっている。したがって、これらの各教科・科目について、県立学校にあっては県教育委員会がその標準単位数を定め、それを踏まえて各学校が具体的な単位数を定めることになる。

8 学校設定科目及び学校設定教科を設ける場合に留意すべきことは何か。

●学校設定科目及び学校設定教科の趣旨

学校設定科目については、これまでと同様に、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるよう、学習指導要領に示す教科に属する科目以外の科目を一層柔軟に設けられるようにする観点から、名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとされている。

また、学校設定教科についても、これまでと同様に、学校設定科目と同様、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるようにする観点から、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設ける場合も、それらの名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされている。

●学校設定科目及び学校設定教科を設けるに当たっての留意事項

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等について定める際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等を定めるに当たっては、「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意する必要がある。すなわち、学校教育法第51条に定める「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。」などの高等学校教育の目標及びその水準の維持等にふさわしいものとなるように定めなければならない。

学校設定科目及び学校設定教科を設定するに当たっては、そのほか、次の点に留意する必要がある。

- ① 学習指導要領に示してある教科・科目と同様の内容の教科・科目を設けることはできない。
- ② 大学受験や資格取得等の対策だけの科目は適切ではない。

例えば、「数学Ⅰ演習」を学校設定科目として設け、学習指導要領にある「数学Ⅰ」の問題演習のみを行うことは適切でない。数学科の目標に基づき、その内容について深化、発展させたりすることが必要がある。

- ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を設定することもできる。

今回の改訂では、教育課程の編成・実施に当たっての配慮事項の一つとして、学校や生徒の実態等に応じて、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること（総則第5款3の(3)のウ）が示されている。このため、こうしたことも踏まえながら、学校や生徒の実態等に応じた適切な学校設定教科・科目を開設することが重要である。

なお、当該科目を含めた各教科・科目の体系性、系統性等を踏まえながら、高等学校3年間の教育課程を見据えた上で、当該学校設定教科・科目の目標や内容を定めることに留意する必要がある。授業においては、中学校の教科書や問題集をそのまま使用することは適切ではない。

- ④ 1単位の学校設定教科・学校設定科目を設けることは原則として認められない。ただし、体験的な内容や短期間に集中して実施するものなど、特別な内容のものについてはこの限りではない。
- ⑤ 授業において主たる教材として用いる図書については、学校が定めた目標、内容を踏まえ、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外のもので適切な図書を使用しなければならない。
- ⑥ 学校設定教科に関する科目として、「産業社会と人間」を設けることができる。

⑦ 学校設定科目及び学校設定教科は各学校の判断で設けることができるが、教育委員会が県立学校に対して、その名称や内容について指導・助言を行うことについてはこれまでと同様である。

●学校設定科目及び学校設定教科の単位認定

普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。なお、専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

●学校設定科目及び学校設定教科を担当する教員の免許状

学校設定科目及び学校設定教科を担当する教員の免許状については次のとおりである。

- ① 学校設定科目を指導する場合には、その科目が属する教科の免許状が必要であり、免許のない教員が指導する場合には「免許教科以外の教科教授担任許可申請」をすることが必要である。
- ② 学校設定教科を指導する場合には、教科の免許は問わない。

9 「産業社会と人間」を学校設定教科に関する科目として設ける場合に留意すべきことは何か。

自己の在り方生き方や進路について考察するとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な各教科・科目を選択する能力を育成する学習は、高等学校において、どの学科でも重要な意義を有することから、これまでと同様に、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができるとされている。

●目標の設定

学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。

●指導事項と指導方法

生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮する必要がある。

- ① 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観・職業観の育成
- ② 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ③ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

なお、これらの事項の指導に当たっては、地域との連携を図り、社会人や地域の有識者を講師とするなど地域の教育力を活用することも考えられる。

●教育課程編成上の配慮

学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合には、自己の生き方や進路について考察させるとともに、自らの進路等に応じて適切な教科・科目を選択する能力を育成する観点から、入学年次に履修させるなど履修学年に配慮することが望ましい。

なお、総合学科においては、「産業社会と人間」はすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとされており、標準単位数は2～4単位とされている。

第3款 各教科・科目の履修等

10 必履修教科・科目とその単位数はどのようになっているか。

今回の改訂における必履修教科・科目の履修については次のとおりである。

- ① 「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」が共通必履修科目となった。
ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必履修科目については2単位まで単位を減じることができる。
 - ② 国語、数学及び外国語以外の各教科における必履修科目は、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、保健体育科を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようになった。
 - ③ 理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量が拡大され、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要となった。具体的には、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することとされた。
- 必履修教科・科目及び標準単位数は、次の表のとおりである。

() 内は標準単位数

教科	新	旧
国語	「国語総合」(4) (※2単位まで減ずることが可)	「国語表現Ⅰ」(2)及び「国語総合」(4)のうちから1科目
地理歴史	「世界史A」(2)及び「世界史B」(4)のうちから1科目、並びに 「日本史A」(2)「日本史B」(4)、「地理A」(2)及び「地理B」(4)のうちから1科目	「世界史A」(2)及び「世界史B」(4)のうちから1科目、並びに 「日本史A」(2)「日本史B」(4)、「地理A」(2)及び「地理B」(4)のうちから1科目
公民	「現代社会」(2)又は 「倫理」(2)・「政治・経済」(2)	「現代社会」(2)又は 「倫理」(2)・「政治・経済」(2)
数学	「数学Ⅰ」(3) (※2単位まで減ずることが可)	「数学基礎」(2)及び「数学Ⅰ」(3)のうちから1科目
理科	「科学と人間生活」(2)、「物理基礎」(2)、「化学基礎」(2)、「生物基礎」(2)及び「地学基礎」(2)のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は 「物理基礎」(2)、「化学基礎」(2)、「生物基礎」(2)及び「地学基礎」(2)のうちから3科目	「理科基礎」(2)、「理科総合A」(2)、「理科総合B」(2)、「物理Ⅰ」(3)、「化学Ⅰ」(3)、「生物Ⅰ」(3)及び「地学Ⅰ」(3)のうちから2科目 ただし、「理科基礎」、「理科総合A」及び「理科総合B」のうちから1科目以上を含む。
保健体育	「体育」(7~8)及び「保健」(2)	「体育」(7~8)及び「保健」(2)
芸術	「音楽Ⅰ」(2)、「美術Ⅰ」(2)、「工芸Ⅰ」(2)及び「書道Ⅰ」(2)のうちから1科目	「音楽Ⅰ」(2)、「美術Ⅰ」(2)、「工芸Ⅰ」(2)及び「書道Ⅰ」(2)のうちから1科目
外国語	「コミュニケーション英語Ⅰ」(3) (※2単位まで減ずることが可) ただし、英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。	「オーラル・コミュニケーションⅠ」(2)及び「英語Ⅰ」(3)のうちから1科目 ただし、英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その単位数は2単位を下らない。
家庭	「家庭基礎」(2)、「家庭総合」(4)及び「生活デザイン」(4)のうちから1科目	「家庭基礎」(2)、「家庭総合」(4)及び「生活技術」(4)のうちから1科目
情報	「社会と情報」(2)及び「情報の科学」(2)のうちから1科目	「情報A」(2)、「情報B」(2)及び「情報C」(2)のうちから1科目

11 必履修教科・科目、総合的な学習の時間を履修させる場合に留意すべきことは何か。

●必履修教科・科目の一部単位減

必履修教科・科目の単位数は、総則第2款の2に示された標準単位数を下らないものとされている。

しかし、総則第3款の1の(1)には、ただし書きとして必履修教科・科目について、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、『国語総合』については3単位又は2単位とし、『数学Ⅰ』及び『コミュニケーション英語Ⅰ』については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位が2単位のものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

なお、一部単位減を行う場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となり、学習指導要領に示された当該科目のすべての内容を取り扱うことが必要である。

また、「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされていることから、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

●総合的な学習の時間の単位数

総合的な学習の時間の標準単位数は総則第2款の2の表に3～6単位と示されている。このため、総合的な学習の時間の単位数は、原則として3単位を下回ることはできない。

一方、総則第3款1の(2)には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」とある。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限り、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。

例えば、学校設定教科・科目又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位とすることができるのは限定的であることに十分注意しなければならない。

なお、総合学科については、平成5年の学科創設の際、「産業社会と人間」、「課題研究」が原則履修科目として位置付けられ、その後、平成11年の学習指導要領改訂で総合的な学習の時間が創設された際に、この「課題研究」に相当するものとして総合的な学習の時間において「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動」を行うことをもって、「課題研究」が原則履修科目から除かれたという経緯を踏まえ、「産業社会と人間」を履修していることをもって、総合的な学習の時間について2単位とすることということは、慎重に検討する必要がある。

12 専門学科における各教科・科目等の履修についてはどのようになっているか。

●専門教科・科目の最低必履修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必履修単位数は、これまでと同様に25単位を下らないこととされているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必履修単位数の25単位を超えて履修させることができる。

なお、専門教科・科目とは、総則第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目である。

●専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、これまで同様、商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度として認めることができる。また、商業以外の専門学科についても、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度として、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

●専門教科・科目による必履修科目の代替

各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図るため、専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。

なお、科目の代替を行う場合は、教育課程の特例措置届を県教育委員会に提出しなければならない。

●職業教育を主とする専門学科における総合的な学習の時間の特例

職業教育を主とする専門学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」、「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が、各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究等」の科目は、各教科に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化、問題解決能力の育成や自発的、創造的な学習態度などを育てる上で大きな成果を上げている。また、総合的な学習の時間が目標としているものと軌を一にしているものといえる。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとされており、逆に、「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとされている。

相互の代替に関しては、次の点に留意する必要がある。

① 同様の成果が必要

相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な学習の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるような場合である。

なお、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくないものといえる。

② 「課題研究等」の科目との代替

「課題研究等」の科目との代替については、一部又は全部に替えることができるとされており、例えば、学校において総合的な学習の時間に課題研究的な学習活動と横断的・総合的な課題についての学習活動の両方を行い、課題研究的な学習活動に相当する部分のみを「課題研究等」の科目と代替するということは可能である。

③ 総合的な学習の時間の単位数の扱い

総合的な学習の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必履修単位数に含めることはできない。

13 総合学科における各教科・科目等の履修についてはどのようになっているか。

●総合学科の教育の特色

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科であり、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、普通科・専門学科に並ぶ新たな学科として、平成5年3月に設けられたものである。

総合学科における教育の特色としては、次のような点が挙げられる。

- ① 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視する。
- ② 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にする。

●教育課程の編成における留意事項

総合学科の教育課程の編成・実施に当たっては、上記の特色を生かすため、生徒の多様な選択が可能となるように努める必要がある。その際、次の点に留意する必要がある。

- ① 総合学科については、生徒の多様な選択を可能とするため、単位制による課程とすることを原則とすること。
- ② 「産業社会と人間」（標準単位数は2～4単位）をすべての生徒に原則として入学年次に履修させること。
- ③ 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設すること。
- ④ 体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設するとともに、必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすること。
- ⑤ 総合的な学習の時間における学習活動については、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

14 「全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

●各教科・科目及びホームルーム活動の年間授業週数

全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならない。

各学校においては、これを踏まえ、それぞれの学校や生徒の実態に応じて、各教科・科目及びホームルーム活動の年間授業週数を定めることができる。

しかし、年間授業週数を定めるに当たっては、授業時数の確保の観点からも、年間35週以上で計画することが望ましい。

なお、総合的な学習の時間の授業時数の配当については、年間35週行うことは標準とはされていないため、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

●特定の学期又は期間に行うことについて

「各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」となっており、各教科・科目の授業については、各学校の創意工夫で弾力的に運用することができる。

例えば、実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられるほか、2学期制をとっている学校において、2単位の科目を週に4単位時間の授業を行うことにより前期で終え、後期には別の2単位の科目を開設するというようなことも考えられる。このような場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができることとされている（総則第6款の1の(3)）ので、それを併せて活用することもできる。

今回の改訂で「特定の期間」には「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。」との規定が追加された。これは、各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には、これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしたものである。

15 「全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

●全日制の課程における週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数については、これまでと同様、30単位時間を標準とすることとされた。各学校においては、この「30単位時間」という標準を踏まえつつ、学校や生徒の実態等に応じて授業時数を定めることができる。

さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることが明確にされた。

なお、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程について30単位時間を超えることができることは、これまでと同様である。

●「30単位時間を標準とする」についての考え方

「標準とする」とは、各学校において30単位時間を基準とし、生徒の実態等を十分勘案するとともに、学校の教育活動の効果を損なわないよう配慮しながら授業時数を決定しなければならないということである。すなわち、下限は学習指導要領に定められた各教科等の目標を実現し、必要な内容を十分指導できる限度であり、上限は生徒の負担過重にならない限度と考えるべきである。

16 「ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

●ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等学校における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすものである。教育課程の編成に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① ホームルーム活動の授業及び授業時数

ホームルーム活動の授業は、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。また、各教科・科目と同じように授業時間割の中に配当し、すべての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

② ホームルーム活動の授業の1単位時間

毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間については、各教科・科目と同様に、弾力的な運用ができるが、年間の合計としては、1単位時間を50分として計算し、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。なお、ホームルーム活動の重要性にかんがみ、「標準」とはせず、ここに示す時間以上の授業時数を確保すべきとされている。

●「ショートホームルーム」等の扱い

毎日の授業の前後に「朝の会」、「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別されるものである。

17 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動について「それぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

●授業の1単位時間の運用

各教科・科目等の授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めるものとされた。これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能とするものである。

なお、授業の1単位時間、すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。

さらに、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

●「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」ということについて

ここでいう「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保するという意味である。すなわち、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間を確保することを前提として、実際の時間割編成に当たっては、授業の1単位時間を弾力的に運用できるということである。

なお、ホームルーム活動については、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

●1単位時間を50分としないときの授業時数の確保

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することが標準とされていることから、「 $50分 \times 35単位時間 = 1,750分$ 」を基本として1単位を計算することとなり、1単位時間を50分としない場合は、1単位時間に応じて、年間授業時数を増減させる必要がある。

例えば、1単位時間を45分としたときには、授業時数は39単位時間以上を確保する必要があり、1単位時間を25分としたときには、授業時数は70単位時間以上を確保する必要がある。また、1単位時間を60分としたときには、授業時数は30単位時間以上となる。

18 10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、留意すべきことは何か。

今回の改訂では、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」との規定が新たに設けられた。

この規定を活用するに当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 当該各教科・科目や学習活動の特質との関連

10分間程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分間程度の時間における指導になじみうるものと考えられるが、それまでに生徒が学習したことのない新たな内容を10分程度の短い時間に指導することはなじまないと考えられる。また、特別活動のホームルーム活動や総合的な学習の時間などについても、10分間程度の短い時間を単位として指導を行うということは通常考えられない。

② 当該時間の指導者・指導内容

10分間程度の短い時間を単位として、例えば、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。

第4款の7の規定では、「当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う」必要があるとされており、当該10分間程度の時間での指導の成果を活用するためには、ある程度まとまった時間において当該成果を踏まえた指導をすることが通常考えられる。

例えば、次のようなことが考えられる。

ア 10分間程度の時間の活用を各教科・科目の授業時数の一部として設定し、その成果を活用する授業時間を別に確保する。

イ 10分間程度の時間を単位として義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動を行い、その内容を基礎としている各教科・科目の指導との密接な連携を図る。

19 「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

●総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間においては、各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこととされており、各教科・科目等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開する必要がある。また、問題の解決や探究活動の過程において、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすることが今回の改訂で新たに規定された。これらを前提としつつ、総合的な学習の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることが必要であり、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることが求められている。

このことを踏まえ、例えば、次のような学習活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられることから、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。

① 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動

環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊の行事と同様の成果が期待できる。

② 総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動

社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」学校行事の勤労生産・奉仕的行事と同様の成果が期待できる。

●特別活動の代替にあたっての留意事項

総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替える場合には、次の点に留意する必要がある。

① 代替した場合、授業時数は総合的な学習の時間の時数とし、特別活動の授業時数とならない。

② この規定は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもない。

なお、例えば、補充学習のような専ら特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や体育大会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまない。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

20 選択履修の趣旨を生かした教育課程を編成する場合、配慮すべきことは何か。

生徒の能力・適性、興味・関心、進路等は多様化している。このような多様な生徒の実態に対応し、生徒それぞれの個性を伸ばさせるためには、全員に一律に履修させるのではなく、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に応じ自ら教科・科目を選択させることが大切になる。

選択履修に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

① 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

生徒の興味・関心、進路等に応じ、選択科目や学校設定科目の履修を通し、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるよう配慮すること。

② 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

学校選択の型だけで編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、生徒が自由に選択し履修することができるよう、生徒選択を取り入れることが必要である。その場合には、適切な教科・科目の選択ができるように、ホームルーム活動の時間等を活用し、単にその教科・科目の内容だけでなく将来の進路との関係も踏まえた十分な説明を行うことが必要である。また、保護者を交えた話し合いの機会を持つなど、生徒の教科・科目の選択に対するガイダンスの機能の充実を図っていくことが特に重要である。

③ 教育課程の類型を設定する上での配慮事項

生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型を設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられる。

教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の特性、進路等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなる。

類型を設定する際、次の点に配慮する必要がある。

ア 類型を設ける場合にも、生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすよう配慮すること。

イ 類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目を有機的、系統的に構成すること。

ウ 選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必修教科・科目と選択科目とのかわりについて、学習の体系性や発展性が確保されるように配慮すること。

エ 適切なガイダンスを行うこと。学校は、設置している類型について、そのねらい、各教科・科目の構成とその特徴、進路とのかかわり等を明示し、生徒が各類型を選択し、学習する意義をよく理解できるようにしなければならない。また、日ごろから学校は生徒が自己の将来の生き方や進路について考え、選択できるよう、ホームルーム活動等における指導を充実するとともに、積極的に相談活動を行う必要がある。

オ 類型を固定化せず、類型を選択した後に、生徒が自らの特性、実態に応じて別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるように配慮しておく必要がある。

21 各教科・科目等の内容等の取扱いについて、留意すべきことは何か。

各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の内容等の取扱いに関する原則的な事項は次のとおりである。

① 学習指導要領に示されていない事項の指導

学習指導要領に示されているすべての生徒に対して指導するものとされている内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することもできる。

ただし、まずは学習指導要領に示されている内容の確実な定着が求められることはいうまでもない。また、学習指導要領に示された各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち、学習指導要領に示されている内容を生徒が理解するために関連ある事柄などについての指導を行うことであって、まったく関連のない事柄を脈絡なく教えることは避けなければならない。さらに、これらの指導によって、生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意する必要がある。

② 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

各教科・科目及び特別活動の内容に掲げられている事項は、それぞれの内容を体系的に示す観点から整理されているものであり、その順序は、特に示されている場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成する必要がある。

③ 各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導

各学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目及び総合的な学習の時間の授業を特定の学期に行うことも可能であり、また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。これにより、例えば、2学期制をとるような場合、1学期にある科目を履修して単位の修得を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能となっている。さらに、第5款の2の(3)で規定されている科目の分割指導を活用し、科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることなどにより、年間を通じた履修にこだわらず、多様な各教科・科目を生徒の選択履修の便や教育効果の向上に配慮しながら弾力的に開設することが可能となる。

④ 学習指導要領に示されている内容を適切に選択して指導する場合

各学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

内容の一部省略を認める場合の「特に必要がある場合」とは、必修教科・科目の単位数の一部を減らす措置を認める場合に限らないが、内容の一部省略を行う場合は、十分に慎重を期さなければならない。また、その場合にあっても無制限の内容省略を認めるものではなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。

22 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫を行う際、留意すべきことは何か。

●改訂の趣旨

今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことが指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示され、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることが重視されている。これは、高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるように配慮を求めたものである。

なお、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合」であり、すべての生徒に対して必ず実施しなければならないものではない。

●指導計画を作成する上での工夫

総則第5款の3の(3)において、指導計画の工夫として、次のような例が示されている。

- ① 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

高等学校における各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設けるという方策である。

- ② 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

必履修教科・科目について単位数を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容の確実な習得を図ることができるよう丁寧な指導を行うという対応策を示している。

- ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させるという方策を示している。

23 道徳教育の全体計画を作成するに当たって、留意すべきことは何か。

●高等学校における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的なねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが、心の教育であり、道徳教育である。

●道徳教育の全体計画の作成

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示された道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することが新たに規定された。

その計画の作成に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教員の参加と協力を得ながら作成する。

② 全体計画は、次の事項等を踏まえて作成することが望ましい。

ア 学校、地域、生徒の実態

イ 学校の教育目標、道徳教育の重点目標

ウ 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等との関連

エ 家庭、地域、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携

オ 道徳教育を推進するための校内の体制

カ その他必要と考えられること

③ 全体計画は、年間学習指導計画と同時期に作成する。

④ 全体計画は、他の教育計画と同様に、その趣旨や概要等を生徒、保護者にも示し、理解を得ることが大切である。そのためには、学校通信やホームページ等を活用し、積極的に公開することが望ましい。

なお、全体計画の作成に当たっては、全教師が生徒の実態や保護者や地域の人々の願い等についての理解に努め、その重要性や関連を認識することが大切である。そして、日常的な教育実践の具体的な取組みにまで明確化することが必要となる。そのことを通して、作成にかかわる教師の意識も高揚し、積極的な活用が期待される。

さらに、全体計画は、学校における道徳教育の基本を示すものであるから、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があればただちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にかかわる共通理解を図る必要がある。

24 普通科において、必要に応じて「適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

●普通科における職業教育の必要性

職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観・職業観の育成はすべての生徒に必要なものであることから、普通科においても、生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。

●普通科において履修させることが考えられる職業に関する科目の例

普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

普通科で履修させることが考えられる各教科・科目としては、例えば、次のようなものがある。

教科名	科 目 名
農 業	「農業と環境」、「草花」、「食品製造」、「生物活用」
工 業	「工業技術基礎」、「製図」、「情報技術基礎」、「生産システム技術」
商 業	「ビジネス基礎」、「ビジネス実務」、「簿記」、「情報処理」
水 産	「水産海洋基礎」、「水産海洋科学」、「海洋環境」
家 庭	「消費生活」、「子どもの発達と保育」、「子ども文化」、「生活と福祉」、「リビングデザイン」、「ファッション造形基礎」、「フードデザイン」
看 護	「基礎看護」
情 報	「情報産業と社会」、「情報の表現と管理」、「情報と問題解決」、「情報テクノロジー」
福 祉	「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」

●普通科において職業に関する科目を履修させる場合の配慮事項

(1) 職業準備として履修させる場合

低学年又は中学年から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履修させたり、必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるよう配慮する必要がある。

(2) 就業にかかわる体験的な学習の導入

普通科では専門学科や総合学科等に比べ、現場実習等の就業体験の機会が少ないことから、関係する各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動等において就業にかかわる体験的な学習を適切に実施することに配慮する必要がある。なお、生徒一人一人が現代の社会の変化や自己の特性等についての理解を深めるためにも、外部講師による講話、企業見学、就業体験等を通して、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成する必要がある。

(3) ガイダンスの機能の充実

生徒が自己の特性等についての理解を深め、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成するためには、ガイダンスの機能の充実を図ることが重要である。また、就業にかかわる体験的な学習の実施に当たっては、事前及び事後の指導も計画的に実施する必要がある。

25 職業教育を主とする専門学科において職業教育を行う場合に、配慮すべきことは何か。

●実験・実習に相当する授業時数の確保

職業に関する各教科・科目で実験・実習に相当する授業時数は、商業を除く職業に関する学科においては、指導計画の作成に際し、原則として総授業時数の10分の5以上とすることとされている。

実験・実習には、体験を通して知識理解に役立て、技能を習熟させるという側面がある。これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

しかしながら、産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、主体的に学ぶ意志、態度、能力を育てることが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、今回の改訂では、基礎的・基本的な知識及び技術・技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を重視しており、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

●生徒の実態に応じた配慮

(1) 各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項

生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、次の点に留意する必要がある。

① 職業に関する科目の選択

各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること。

② 職業に関する科目の内容の取扱い

その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと。

③ 指導方法の工夫

主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすこと。

(2) 科目の履修・内容の取扱いに関する配慮事項

今回の改訂では、専門性の基礎・基本を重視する観点から、職業に関する教科においては科目構成の見直しが図られたが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させることが大切である。

また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。

さらに、生徒の理解、習得を容易にするため、単なる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

26 就業体験の実施に当たって、配慮すべきことは何か。

●就業体験の意義

職業学科では、これまで各教科における「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。現場実習は、実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものである。

今回の改訂では、総則第1款の4において、引き続き就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うように示されているほか、普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきであるとされた。

●就業体験の実施形態

就業体験の実施形態は、大きく分けて学校が主体となって行うものと企業等が主体となって行うものとが考えられる。

学校が主体となって行う場合は、各教科における「課題研究」や各科目の実習、あるいは総合的な学習の時間や特別活動の一環として取り組むことが考えられる。また、地域の実態等に応じて、学校の判断により独自の学校設定教科・科目を設けることも考えられる。

また、企業等が主体となってプログラムを用意し、それに生徒が参加することも考えられる。このような学校外における就業体験活動等の単位認定（学校教育法施行規則第98条）に当たっては、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導を行う必要がある。

●実施に当たっての配慮事項

就業体験の実施に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

- ① 事前に企業等と意見交換等を行い、趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験が教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別されるものであること、就職や採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと、及び安全の確保や事故の防止などについて十分確認する必要がある。
- ② 各学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性や進路等を考慮して、生徒が関係の各教科・科目、特別活動又は総合的な学習の時間において、就業体験を行うことができるように十分配慮する必要がある。
- ③ 具体的には、次のような点にも配慮する必要がある。
 - ア 就業体験に関する推進組織等の協力を得るなどして、円滑な運営を図ること。
 - イ 学校外における就業体験活動等の単位認定に当たっては、活動の状況を十分に把握すること。
 - ウ 教科・科目として取り組む際に対応教科・科目がない場合は、学校設定教科・学校設定科目を設けること。

27 生徒の言語活動の充実を図るために、配慮すべきことは何か。

●基本的な考え方

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとされた。

また、知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められており、今回の改訂では、各教科等においても、それぞれの教科等の特性に応じた言語活動の充実について記述されている。

●学校生活全体における言語環境の整備

言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることについては、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切である。

このため、各学校においては、生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心を持ち、正しく美しい国語を用いるように指導していくことが必要であり、また、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要である。

その際、生徒の言語活動は学校における環境に大きく影響されることから、生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。

学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、次の点に留意する必要がある。

- ① 教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- ② 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと。
- ④ 適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
- ⑤ 教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること。
- ⑥ 生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

● **ガイダンスの機能の充実の必要性**

ここでいう「ガイダンスの機能」とは、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方などにかかわって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動などを学校として進めていくことを指している。それは、学習指導、生徒指導など学校教育活動の様々な場面で発揮される機能である。

高等学校の教育課程は選択の幅が大きいことから、適切な各教科・科目を履修することができるように指導・援助することが重要であるとともに、学校やホームルームの生活に十分適応できるよう指導・援助したり、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路を選択したり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助することも、高等学校段階の重要な課題であることから、ガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

● **ガイダンスの機能の充実にかかわる教育活動**

今回の改訂では、第5章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(3)においても「学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。」と示されている。このような特別活動における配慮をはじめ、各教科・科目等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

特に、ガイダンスの機能の充実にかかわる教育活動については、例えば、次のような点に配慮することが考えられる。

① **学校生活への適応指導**

入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮すること。

また、生徒自身が学校やホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助を充実させること。

② **各教科・科目の学習指導**

各教科・科目や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して主体的に活動に取り組むことができるように配慮すること。

③ **個々の生徒に対する相談活動**

様々な場面における不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとした選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実に配慮すること。

④ **各教科・科目や類型の選択**

生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるようにすること。

⑤ **進路指導**

進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てること。

● **ガイダンスの機能の充実を図る上での留意事項**

(1) **全体計画の作成**

ガイダンスの機能の充実を図るため、各学校においては、学校の特色や生徒の実態等に応じて、生徒の入学から卒業までを見通して、学校生活や学習活動、進路選択等に係る全体計画を作成する必要がある。

(2) **校内体制の充実**

個々の生徒の特性や発達段階、進路希望等にきめ細かく対応した具体的な説明や相談、指導・助言を行うことができるよう、教員の指導力を高める校内研修を充実させるとともに、校内の各部の連携強化など校内体制づくりを進めることが必要である。

29 生徒指導の充実を図るために、留意すべきことは何か。

●学校における生徒指導の意義

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、倫理観や正義感などの社会的資質や行動力を高めるように指導・援助するものである。すなわち、生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

●生徒指導の充実を図る上での留意事項

(1) 生徒理解の深化を図ること

ほとんどの中学校卒業者が高等学校へ進学している状況において、一人一人の生徒のもつ特性等は極めて多様になっている。したがって、それぞれの生徒の環境あるいは将来の進路などの諸条件に即して、生徒の特性等を多面的・総合的に理解していくことが重要である。このため、ホームルーム担任の教師はもとより、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある高校生の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

(2) 教師と生徒との信頼関係を築くこと

教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導、不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も高まり、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

(3) 望ましい集団の実現を目指すこと

ホームルームや学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深くかかわっている。生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていく望ましい集団の実現は極めて重要である。自他の個性を尊重し、主体的によりよい人間関係を築いていこうとする教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。単位制による課程をはじめとして、教育課程における選択の幅の大きい高等学校にあっては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

なお、教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。そのために、あくまで教育課程の全領域にわたる教育活動において生徒指導の機能が十分に発揮できるようにすることが大切である。教育課程の編成・実施に当たっては、この点に留意する必要がある。

また、生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

30 進路指導の充実を図るために、配慮すべきことは何か。

これからの学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する観点から、生徒が自らの在り方生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意志と責任で自己の進路を選択決定する能力や態度を育成することが重要である。

特に、高等学校段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しく、また、人間としての在り方生き方を模索し、自我を確立し、価値観を形成するという特色をもつ。このような発達の段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会とのかかわりについて深く考え、将来の生き方、進路を選択して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行うことが強く望まれている。

また、今回の改訂では、「キャリア教育を推進すること」が追加して示されており、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

なお、高等学校における進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、進路指導主事を中心にホームルーム担任の教師をはじめ学校全体の教師が相互に密接な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。また、家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

31 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を行うに当たって、留意すべきことは何か。

第5款の5の(5)は、今回特に追加された規定である。今回の改訂では、教育基本法第6条第2項（「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」）及び学校教育法第30条第2項（「主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」）を踏まえ、生徒の学習意欲の向上が重視されている。指導に当たって、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、自主的に学ぶ態度をはぐくむことは、学習意欲の向上に資することから、追加されたものである。

具体的には、例えば、授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組みの充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。

32 個に応じた指導の充実を図るに当たって、留意すべきことは何か。

高等学校段階においては、生徒の特性、進路等が非常に多様化しており、生徒一人一人を尊重し、個性を生かす教育の充実を図るためには、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

今回の改訂では、これまで示されていた個別指導やグループ別指導等といった学習形態の導入、教師の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成に加え、繰り返し指導が新たに加えられた。教師の協力的な指導については、具体例としては、ティーム・ティーチング、合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか、指導案の作成、教材・教具の開発、共同研究や研修などが考えられる。例示されているもののほかにも、コンピュータ等の教育機器の活用、課題学習の工夫など、生徒の実態や指導の場面に応じ、適切に対応していく必要がある。

33 学習習熟度別学級の編成に当たって、留意すべきことは何か。

●学習習熟度別学級編成の形態の例

学習習熟度別学級編成の形態としては、例えば次のようなものが考えられる。

- ① 数学、外国語等の学習習熟度の差が大きくなりやすい一定の教科・科目について、習熟度別に学級を編成する場合
この場合は、いくつの学級又は程度に分けるかで種々の形ができる。
- ② 特定の科目について週のうちの一定時間を学習習熟度別学級編成とする場合
例えば、週3時間の「数学Ⅰ」の授業のうち1時間だけを習熟度別に学級を編成する場合などである。
- ③ 特定の科目について、ある単元（学習のまとめり）の途中から又は最後において何時間かを習熟度別に学級を編成する場合

●学習習熟度別学級の編成に当たっての留意点

学習習熟度別学級の編成に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即することは当然であるが、学校規模、教員構成、施設・設備などについても十分検討すること。その際、学校全体で学習習熟度別学級編成の趣旨を正しくとらえ、創意工夫と努力により、前向きに問題を解決していく積極的な姿勢が必要である。
- ② 関係者の共通理解を得ることに努め、一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようにするなど、十分にその趣旨が生かされるよう留意すること。そのためには、生徒に主体的に学級を選ばせるような指導をすることも必要である。
- ③ 学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法を工夫し、日常の学習状況を観察することにより、個々の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに、生徒に対しては、各教科・科目の担任、ホームルーム担任、学年主任等を通して、その趣旨やねらいについて十分な理解を図り、個別指導を行うなどの配慮をすること。
また、保護者に対しても説明会を設けるなど理解や協力が得られるよう十分に配慮する必要がある。
- ④ 学級の編成を、単にある時点の生徒の学力や能力をとらえ固定的に行うのではなく、生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など、その程度に応じた学級に編入できるよう、学期ごと、学年ごと等において学級の編成替えをすることが考えられる。

なお、各学級ごとの具体的な学習の目標、学習の内容、学習の進度、教科・科目の評価・評定等をどうするかは、習熟の程度の差や科目の特質を踏まえて判断するものであり、慎重な検討を要するところである。これらについての、全教師の共通理解と生徒への周知徹底に関しても十分な配慮が必要である。

また、特に学習習熟度の低い学級においては、生徒の習熟度の高まりや意識の変化に対して常に適切な評価を続け、これを指導の上で生かすように努めることが大切である。

34 学習の遅れがちな生徒の指導に当たって、配慮すべきことは何か。

学習の遅れがちな生徒に対する配慮事項は、これまで障がいのある生徒に対する配慮事項と併せて規定されていたが、今回の改訂では、それぞれ個別に規定され、学習の遅れがちな生徒に対し配慮する方策の一つとして、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れることが例示されている。

学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握する必要がある。

その上で、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位（総則第2款の2のただし書き）、必履修教科・科目の単位数の一部減（総則第3款の1のただし書き）、各教科・科目の内容の選択（総則第5款の2の(4)）などの方法を活用し生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

35 障がいのある生徒の指導に当たって、配慮すべきことは何か。

平成18年に学校教育法が改正され、平成19年度から、それまでの盲・聾・養護学校は、複数の障がい種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換され、特別支援学校は、障がいのある児童生徒等に対して、高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授ける教育を行う（同法第72条）ほか、高等学校等の要請に応じて、高等学校等に在籍する障がいのある生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める（同法第74条）ものと規定された。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障がいのある児童生徒等に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこと（同法81条第1項）が規定され、特別支援教育については、大きな制度改正が行われた。

高等学校の通常の学級にもLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症などの障がいのある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障がいの状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

●障がいのある生徒の指導に当たっての配慮事項

障がいのある生徒の指導に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

① 障がいの種類と程度等の把握

生徒の障がいの種類と程度等を、家庭、専門医等との連絡を密にしながらか確に把握しておく必要がある。

② 指導内容・指導方法の工夫

個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。このため、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障がいのある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。

指導に当たっては、例えば、障がいのある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

③ 長期的視点に立った支援

障がいのある生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組みを示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。

④ 学校全体の支援体制

担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター（本県においては特別支援コーディネーター）を指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

なお、障がいのある生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である。

また、学習上の配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じたきめ細かな指導をするよう配慮する必要がある。その際、障がいのある生徒の様々な能力・適性、興味・関心、性格などの特性や進路希望を踏まえつつ、多様な観点から生徒をとらえて、その可能性を見いだしたり、能力等の一層の伸長を図るよう努めたりすることが大切である。

36 コンピュータ等の教材・教具の活用に当たって、留意すべきことは何か。

社会の情報化が進展していく中で、生徒が情報を主体的に活用できるようにするとともに、情報及び情報手段の特性などを科学的に理解することや情報モラルを身に付けることが一層重要となっている。このような情報活用能力を育成するため、今回の改訂では、「各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する」ことが示された。

● 共通教科情報科における指導

履修教科・科目である共通教科情報科は、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることを目標としており、高等学校における情報教育の中核を担うこととなる。

● 各教科・科目等での指導

すべての教科の各科目にわたる内容の取扱いにおいても、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、学習の効果を高めるようにすることが、それぞれの教科の特性に応じて示されており、各教科・科目等の指導において、情報手段を積極的に活用していくことが重要である。また、共通教科情報科と各教科・科目等の相互の関連を図ることが重要であり、指導における連携や協力に留意する必要がある。

● 情報モラルに関する指導

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。このため、次のような学習活動などを通じて、中学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせ、新たな問題に直面した場合でも適切な判断や行動がとれるようにする必要がある。

- ① ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動
- ② ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ③ 知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動
- ④ トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動
- ⑤ 基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動
- ⑥ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動

このような学習活動を行う際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、子どものインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要である。なお、携帯電話の利用の問題に関しては、学校において、家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。

37 学校図書館の利活用を図るに当たって、留意すべきことは何か。

●学校図書館の機能

学校図書館には、次の3つの機能がある。

- ① 教育課程の展開を支える資料センターとしての機能
- ② 生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能
- ③ 豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能

したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、図書その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない。

●言語活動の充実との関連

今回の改訂では、各教科を通じて生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動の充実を図ることとされた。その中でも、読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。

このような観点に立って、各教科・科目等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。例えば、国語科や芸術科では、学校図書館を活用することが示されている（第2章第1節第3款の(2)、第7節第3款の2の(1)）とともに、特別活動のホームルーム活動では、学校図書館の利用が指導事項として示されている。さらに、総合的な学習の時間では、調査・研究をはじめとする問題解決的な学習が重視されている。

38 指導の評価と改善を行うに当たって、留意すべきことは何か。

●指導の評価と改善を行うに当たっての留意事項

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、学習意欲を高めたりする指導を行うためには、評価の在り方が大切である。総則第5款の5の(12)に「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。」と示されているように、指導と評価の一体化を図り、生徒の学習意欲を喚起する観点から評価の改善を図ることが大切である。また、生徒にとって評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習を促すという意義もあるので、生徒自身が自らの学習を自主的に進めるための自己評価能力の育成を図ることが大切になる。

評価に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 学習の過程の重視

目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多面的な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすること。

② 指導計画・指導方法の工夫改善

教師自身の学習指導の改善に生かすという視点を一層重視するとともに、評価を通じて教師自身が自己の授業における指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるよう指導計画と指導方法の在り方について工夫改善を図ること。

③ 評価方法の改善

教師自身が評価についての考え方を深め、評価方法を改善し、その結果を指導に生かすことができるようにするために、教師一人一人が自己研鑽に努めるとともに、校内外の研究・研修等を通じて評価についての力量を高めること。

●評価方法の工夫改善

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めるとともに、生徒一人一人の学習を促進するという観点から、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切な方法を工夫し、それらの積み重ねによって生徒の成長を総合的に評価するなどの改善を図ることが求められる。評価方法の工夫改善の視点としては、次のような点が挙げられる。

① 教科・科目や指導内容の特性に応じて、事前、事後を含めて学習の過程の適切な場面で、教師による評価とともに、生徒による自己評価や生徒同士の相互評価などを適切な方法によって行うこと。

② 評価には、テスト法、観察法、面接法など様々な方法があるが、それぞれの評価法の持つ特質や限界を踏まえながら、客観的かつ総合的に分析し結果を蓄積するとともに、様々な機会においてその結果を活用していくこと。また、総合的な学習の時間においては、ポートフォリオ評価なども取り入れること。

③ 評価の信頼性を高めるため、評価の基準や評価方法等についての情報を生徒や保護者に対して適切に示していくこと。

【参 考】

「ポートフォリオ評価」：生徒が自ら課題を解決していく学習活動を前提とし、学習活動を評価するために、学習活動の足跡をファイルしておくこと、または、そのときの学習活動の足跡をファイルしたものを指す。ファイルされるべきものとしては、一般的に、学習活動のねらいや計画表、学習途中でのさまざまな作品、宿題、自己評価カードや相互評価カード、教師のコメントや示唆、保護者からのコメント、テストの結果やレポートなどが考えられる。

39 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流を図るに当たって、配慮すべきことは何か。

学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。

具体的には、次のようなことが考えられる。

① 家庭や地域、産業界等との連携

就業体験の機会の確保を図るためには、産業界等とも十分に連携することが極めて重要である。

また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域、産業界等の人々に説明し理解や協力を求めることや、家庭や地域、産業界等の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かすことなどが大切である。

さらに、家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育的な機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

② 学校間の連携

近隣の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けることや、合同の研究会や研修会を開催することなどが考えられる。その際、中学校との間で相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義である。

今回の改訂で明示された大学との連携では、例えば、高等学校において専門分野に関する講演や説明等を大学の教授等に依頼したり、課題学習を行う際に大学生の支援を得てよりきめ細かく指導したりするなど、高大連携を推進することで、生徒の学習意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようにすることも期待される。

また、障がいのある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習は、生徒が障がいのある幼児児童生徒などとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもありとされる。

③ 高齢者との交流

都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は生徒が高齢者と触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。また、地域の様々な人々との交流を図っていくことも考えられる。

こうした取組みを進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動、家庭科の時間などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

なお、高等学校については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第97条）、ボランティア活動や就業体験などの学校外活動に対する単位認定（同第98条、平成10年文部省告示第41号）が制度化されており、こうした取組みを積極的に進めていくことが期待される。

第6款 単位の修得及び卒業の認定

40 高等学校において単位の修得を認定された各教科・科目の扱いについて、どのように考えればよいか。

●単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される。

●単位の修得を認定された各教科・科目の扱い

高等学校在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し単位を修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、具体的には次のように扱うこととなる。

- ① 転学や転籍の際には修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。(学校教育法施行規則第92条第2項)
- ② 単位制による課程においては、過去に在学した高等学校において単位を修得している生徒について、その修得した単位数を、全課程の修了を認めるのに必要な単位数のうちに加えることができる。(単位制高等学校教育規程第7条)
- ③ 高等学校卒業程度認定試験を受験する際には、高等学校において、各試験科目に相当する科目を修得した生徒は、その願い出により、当該試験科目について受験が免除される。(高等学校卒業程度認定試験規則第5条)
- ④ やむを得ず原級留置とした場合、生徒の学習指導や生徒指導の必要性などから、その学年で履修したすべての教科・科目を、一旦修得を認められたものを含めて再履修させることは可能である。

いずれにしても、各学校においては当該生徒の将来を考えた場合、どのようにすることが生徒本人のためになるのかという教育的配慮の下に判断すべきものである。

41 分割履修した各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定について、どのように考えればよいか。

各教科・科目の単位を配当する場合、年次や学期の区分に応じ、当該科目の内容を分割して指導することも可能である。その場合の単位の修得の認定については、次のように行う。

① 2以上の年次にわたって分割して履修した場合

2以上の年次にわたって分割履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できにすぎず、当該教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該教科・科目を修得したこととなる。

今回の改訂では、単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」とされた。これにより、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能となった。

例えば、総合的な学習の時間について1年次に50単位時間、2年次に35単位時間、3年次に20単位時間を配当するようなケースが考えられる。

なお、この例のように複数の年次にわたって学習活動を行う場合には、十分な見通しをもった適切な指導計画の下で履修させた上で、その成果を適切に評価する必要がある。

② 学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合

単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うことも可能である。

③ 単位の修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目の取扱い

単位の修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部を分割履修し、単位を修得してもそれをもってその教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。

ただし、当該教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて取り扱うことが可能である。

42 「単位の修得の認定を学期の学期の区分ごとに行うことができる。」とあるが、どのように考えればよいか。

この規定の適用としては、例えば、次のような場合が考えられる。

- ① 各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合
- ② 各教科・科目の授業を特定の学期に行う場合
- ③ 各教科・科目の授業を特定の期間に集中的に行い、その履修をある学期間で行ってしまうような場合（総則第4款の1）
- ④ 学校間連携や学校外活動の単位認定などにより、各教科・科目の一部又は全部をある学期に履修する場合

なお、これらの場合であってもその単位の修得認定を年度末に行うことは差し支えない。

43 卒業までに修得させる単位数及び履修と修得との関係について、どのように考えればよいか。

●卒業までに修得させる単位数

必履修教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数については、卒業までに履修させる各教科・科目の単位数に含めなければならない。しかし、卒業までに修得させる単位数の中に、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数を含めるかどうかの判断は各学校で行う。すなわち、生徒は必ず必履修科目及び総合的な学習の時間を履修しなければならないが、学校がそれらの単位を修得すべきものと定めていない場合には、それらの履修の成果が単位修得に至らなくても、再度修得を目指して履修することは求められていない。

卒業までに修得させる単位数は、74単位以上となっている。これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74単位を下ってはならないという最低必要要件を定めたものであり、したがって、学校において74単位を上回る単位数を定めることができる。

なお、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は、合わせて20単位を超えることができない。専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

●卒業までに修得させる各教科・科目等

各学校においては、卒業までに修得させる単位数を定めなければならないが、国の基準としては、卒業までに修得させる各教科・科目について定めることまでは求められてはいない。したがって、各学校においてあらかじめ卒業までに修得すべき教科・科目を定めることができる。同様に、総合的な学習の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

●履修と修得の関係

多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点から、生徒の実態に応じ、いわゆる「履修即修得」の見直しを今後とも図っていく必要がある。

履修と修得の関係をどのように定めるかは、各学校の判断によるが、例えば、次のようなタイプが考えられる。

- ① 修得すべき教科・科目は定めない。
- ② 修得すべき教科・科目は、必履修教科・科目や専門教科・科目等履修させる教科・科目の一部のみとする。
- ③ 修得すべき教科・科目は、履修させる教科・科目のすべてとする。

各学校においては、いずれのタイプを採用する場合においても、校内で十分検討し、修了認定や卒業認定を弾力的に行うよう配慮する必要がある。

【参 考】

「履 修」：各教科・科目及び総合的な学習の時間の目標を達成すべく授業に参加し、授業を受けること。

「修 得」：各教科・科目及び総合的な学習の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果をあげること。

「履修即修得」：履修する各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位をすべて修得させること。

44 卒業の認定に当たって、留意すべきことは何か。

卒業の認定については、個々の教師の行う成績の評価が、そのまま卒業認定に結びつくわけではなく、それを踏まえた上で、諸般の事情を総合的に考慮した校長の教育的裁量に基づき行われるものである。

卒業の認定に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 全課程の修了の認定

校長は、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間を履修し、かつ学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、その定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な学習の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

② 卒業に必要な単位数

学校教育法施行規則第96条において、「校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。」という定めがあるが、修得した単位数が74単位に達したからといって、生徒が卒業認定を要求し得る根拠とはならない。学校において、卒業に必要な単位を74単位を超えたある単位数以上と定めた場合、生徒はそれを満たさなければならない。また、特別活動についてその成果が目標に照らして満足できるという要件も満たしていなければならない。

③ 生徒の平素の成績の評価

学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。(学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用される第57条)

45 各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うとは、どのようなことか。

●生徒の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点の重視

いわゆる学年制をとる場合においても、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮する必要がある。

学年制を厳格に運用すると、当該学年で修得すべきとされている科目が未修得の場合には、たとえそれが1科目でも上級学年への進級が認められず、原級留置とされてしまう。しかし、中途退学の要因の一つが原級留置にかかわるものであるとの指摘もあり、あまりに厳格すぎる学年制の運用は、多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点から見て、必ずしも適当とはいえない。

そのような観点から、各学年における課程の修了の認定については、ある学年において数単位不認定となった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用し、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することが求められている。

●認定を弾力的に行う場合の具体的方法

各学年の課程の修了の認定を弾力的に行う場合、具体的には次のような方法が考えられる。

① 未修得の教科・科目があった生徒について、一応進級させた上で次の学年で十分指導し、1学期末等に追試験等を行い、当該学期末等に単位の修得を認定する。

なお、このことは、最終学年で修得できなかった教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わることが原則である（学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用する第59条）ことから、校長が全課程の修了を認定する時期は3月末が適当である。

② 学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付すことなく進級を認める。

なお、未修得の教科・科目が、学校が卒業までに修得すべき各教科・科目として定めたものである場合も考えられるので、次の学年に進級した後に前学年の未修得の各教科・科目を履修することも可能となるような教育課程を編成することなどの配慮も考えられる。

46 学校外における学修等の単位認定制度については、どのようになっているか。

学校教育法施行規則等において、次の表のような、学校外における学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている。

制 度	根拠規定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校又は専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
④知識及び技能に関する審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 （卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

47 学校外における学修等の単位認定に当たって、留意すべきことは何か。

学校外における学修等の単位認定制度は、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における学修の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図る観点から、各高等学校長の判断により当該学校の単位として認定することを可能とするものである。

●実施に当たっての留意事項

この制度を実施するに当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 学校外における学修等を円滑に進めるため、実施委員会を設置するとともに、単位認定に関する実施要項を作成すること。
- ② 生徒に対して、オリエンテーションの実施、履修願や計画書の提出、レポートの提出など、必要かつ適切な事前・事後の指導を十分行うこと。
- ③ 活動の内容及び実施について、保護者や受入先の十分な理解を得ること。
- ④ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動においては、生徒の安全に十分配慮し、保険に加入するなど適切な措置を講ずること。

●単位認定に当たっての留意事項

この制度による単位認定に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 単位を認定するためには、高等学校教育に相当する水準を有する必要があること。また、実施する教科・科目は、あらかじめ教育課程に位置付けられていること。
- ② 評定は行わず単位の認定のみとすること。
- ③ 50ページの③、⑤、⑧については、1単位の標準時間数は、50分×35単位時間（1,750分）以上の時間を確保すること。
- ④ 認定できる単位数の上限は、各学校の実情に応じて定めること。
- ⑤ ボランティア活動や就業体験等においては、単位認定について判断できる「活動報告書」、「活動証明書」などを提出させること。

48 単位制による課程において単位修得の認定及び卒業の認定を行うに当たって、配慮すべきことは何か。

単位制による課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程であるので、各学年の課程の修了の認定は行われず、したがって、校長は、必修教科・科目及び総合的な学習の時間を履修し、かつ学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

また、単位修得の認定については、他の課程と同様に行うが、過去に在学した高等学校において単位を修得している生徒について、その修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

単位制による課程にあつては、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、生徒を入学させ、又は卒業させることができる。

◆定時制・通信制関係◆

1 定時制の課程における1単位時間、年間授業週数をどう理解すればよいか。

●1単位時間

1単位時間については、総則第2款の1に「単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。」と規定されている。したがって、定時制課程においても50分とすることが妥当である。

ただし、本県では、生徒の勤労状況と地域の諸事情を考慮し、これまで45分で実施してきた経緯があり、45分として弾力的に運用することも可能である。

●年間授業週数

全日制の課程における年間授業週数については、総則第4款の1において35週行うことを標準とすることが定められている。定時制の課程においても、総則第4款の3による「季節的配分」を考慮しても総則第2款の1の「35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。」と定められていることを踏まえれば、35週以上で計画するのが妥当である。

2 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数を定めるに当たって、配慮すべきことは何か。

●授業日数の季節的配分

授業日数の季節的配分については、総則第4款の3に「生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。」と示されている。生徒の勤労状況や生活の状況などを踏まえ、負担過重になることを避け、学習効果を上げるよう配慮する観点から、例えば、年間を通じて夏季に多く、冬季に少なくする等の弾力的な教育課程の編成をすることも考えられる。

●週若しくは1日当たりの授業時数

週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況や生活の状況など生徒の実態に応じて生徒の負担過重とならないことに加え、卒業までに修得させる単位数（74単位以上）と修業年限との関係から、1日当たりの授業時数を適切に定めることが必要である。

なお、修業年限を3年以上とする場合は、週当たりの授業時数には限界があることから、学校外における学修の単位認定の活用などを検討することも必要である。

3 「定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

定時制の課程においては、授業の週数・日数や1日当たりの時数の取扱いについて、生徒の勤労や生活状況などに即応し、負担過重となることを避け、実際効果を上げるような適切な配慮が必要である。

総則第4款の6で示されているこのことについては、定時制の課程におけるいわゆる特例措置を示したものである。ここでいう、「特別の事情がある場合」とは、一般的に言えば、生徒の勤務の実態、交通事情などに特別の事情がある場合などである。

定時制の課程においては、総則第4款の4においてホームルーム活動の授業時数を原則として年間35単位時間以上としている趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、適切なホームルーム活動の授業時数を定める必要がある。

また、今回の改訂では、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとの規定が追加された。これは、今回の改訂により、特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示されたことから、定時制においてこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするができるとしたものである。

4 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替について、どう理解すればよいか。

実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できるのは、次のような要件を満たすことが必要である。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

例えば、小売店に勤めている場合、その実務が学校で履修している商業に関する科目の一部を履修した場合と同様の成果があると学校で認めたときは、その科目の増加単位として評価したり、あるいは学校における履修の一部を免除することができる。

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その教科・科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることが考えられる。

5 通信制の課程における総合的な学習の時間についてどのように考えればよいか。

●通信制の課程における総合的な学習の時間の単位数

総合的な学習の時間については、通信制の課程においてもすべての生徒が履修しなければならない、その標準単位数は3～6単位と規定されている。

●添削指導と面接指導

総合的な学習の時間における目標や内容の取扱い等は、通信制の課程においても、全日制・定時制の課程と同様である。したがって、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、各学校の創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うこととなる。

通信制の課程においては、これらの学習活動を添削指導及び面接指導により行うこととなる。観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要である。

6 通信制の課程における面接指導の授業の1単位時間についてどのように考えればよいか。

面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとされている。

通信制の課程の面接指導は、生徒の自学自習の課程での面接による指導であり、そのため指導時間の長短を画一的に固定化することは、指導の趣旨からしてもなじまないことに配慮し、各学校で生徒の実態や各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとされている。

ただし、この場合も、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保することが前提となることに留意する必要がある。各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準が、第7款の1において定められており、その場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがって、それによって計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

7 通信制の課程におけるラジオ・テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除についてどのように考えればよいか。

各教科・科目又は特別活動において、計画的かつ継続的に行われるラジオ・テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合、報告課題の作成等により、その成果が各教科・科目の目標からみて満足できるときは、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内、合わせて10分の8以内の時間数に限り面接指導の時間を免除することができる。

「免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。」とされているのは、放送という間接経験のみでは学習の成果が十分とはいえないので、添削指導と並んで通信教育の柱である面接指導における個別指導の重要性から、少なくとも10分の2の面接指導時間数を確保することを義務付けているものである。

8 通信制の課程における特別活動の指導については、どのように考えればよいか。

通信制の課程における特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとされている。

通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、ホームルーム活動や生徒会活動等は集団活動の場として欠かすことのできないものである。特に通信制の課程における生徒は、年齢が多様であり、様々な職業に従事していることから、このような生徒が集まり交流を図ることは人間形成の面から教育効果の高いものである。全日制・定時制の課程と同じような授業時数を確保することは難しいが、このような特別活動の重要性を踏まえて、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導する必要がある。

なお、定時制の課程と同様に、「特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。」との規定が追加された。これは、今回の改訂により、特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示されたことから、通信制の課程においてこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするのできるものとしたものである。

9 通信制の課程における試験については、どう理解すればよいか。

通信制の課程における各教科・科目の試験については、学習指導要領に定められていないが、高等学校通信教育規程第2条に「高等学校の通信制の課程で行なう教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。」とあるように、試験は、添削指導や面接指導とともに通信制の教育活動に有効な方法であり、これを効果的に活用する必要がある。

試験は、添削指導や面接指導の成果について評価でき、今後の指導の参考ともなるものであり、試験を行う場合の時期、回数及び方法等については学校に委ねられている。

試験を実施するに当たっては、添削指導と面接指導を中心とする通信教育の特色から、画一的な方法を避け、生徒一人一人の実態に応じた方法及び評価などについて検討する必要がある。

10 通信制の課程における登校日数については、どう理解すればよいか。

高等学校学習指導要領には、登校日数についての規定は設けられていないが、通信教育が自宅等で学習することを中心とするものであり、また、指導が原則として放送を含む通信手段によっていることなどから、画一的に登校日数を規定するのはその実態から必ずしも適切とはいえない。

したがって、学校の実態に応じて学校が適切に定めることになるが、生徒の実態及び各教科・科目等の特質、添削指導、面接指導、試験、学校行事等を考慮して、生徒がゆとりを持って指導を受けることができるように登校日数の配分を計画する必要がある。

なお、生徒の勤労状況や生活実態に応じ、負担過重とならないように配慮する必要がある。

第5章 移行措置

平成21年3月9日に告示された高等学校学習指導要領（以下、「新学習指導要領」という。）は、平成25年4月1日以降に高等学校に入学した生徒に係る教育課程から適用されるが、平成21年4月1日から新学習指導要領が適用されるまでの間における移行措置の概要及び留意事項については次のとおりである。

1 移行措置の概要

- (1) 平成21年度から平成24年度の入学生に係る教育課程
福祉科については、各学校の判断により、その全部又は一部を新学習指導要領によることができる。
- (2) 平成22年度から平成24年度に在籍するすべての生徒に係る教育課程
 - ① 総則については、現行学習指導要領第1章第2款「各教科・科目及び単位数等」及び第3款「各教科・科目の履修等」に規定するものを除き、原則として、新学習指導要領による。
 - ② 総合的な学習の時間については、その単位数の扱いを含め、新学習指導要領による。
 - ③ 特別活動については、新学習指導要領による。
 - ④ 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科については、各学校の判断により、その全部又は一部を新学習指導要領によることができる。
- (3) 平成24年度の入学生に係る教育課程
数学、理科及び理数の各教科については、新学習指導要領による。

2 留意事項

- (1) 福祉科の指導に当たっては、平成21年度の入学生に係る教育課程から、新学習指導要領による指導も可能となっているが、これは、平成24年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。
- (2) 平成22年度から平成24年度までの間の教育課程の編成・実施に当たっては、新学習指導要領第1章第1款「教育課程編成の一般方針」及び第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。
- (3) 平成22年度以降に高等学校に入学する生徒には、中学校を卒業する年度の違いにより、平成10年12月14日に告示された中学校学習指導要領により学習した生徒や、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の移行措置により学習した生徒がいることを踏まえ、高等学校に入学する生徒が中学校の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画等の作成に当たって十分配慮すること。

新学習指導要領 実施スケジュール

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施					>
小学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等 算数・理科		全面実施	
中学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等 数学・理科		全面実施	
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等		学年進行 で実施	

平成22年度

福島県高等学校長協会教育課程委員会

福島南高等学校長	星	浩	次
梁川高等学校長	渡	邊	州
須賀川桐陽高等学校長	志	賀	一成
光南高等学校長	柳	沼	陽一
白河実業高等学校長	内	田	貞俊
喜多方東高等学校長	小	浜	宗一郎
只見高等学校長	鈴	木	健司
磐城高等学校長	山ノ内	壽	太郎
好間高等学校長	本	間	悦男
遠野高等学校長	田	村	秀夫
相馬農業校等学校長	二本松	義	公
あぶくま養護学校長	高	坂	均

福島県教育庁学習指導課

課長	本	間	稔
主幹	吉	田	啓一郎
主任指導主事	竹	田	真二
指導主事	澁	谷	栄一
指導主事	菊	田	勇雄
指導主事	半	谷	佳之
指導主事	渡	邊	浩志
指導主事	酒	井	澄人
指導主事	佐	藤	秀美
指導主事	桑	折	淳
指導主事	齋	藤	悟史

